



28 消安第 4 2 2 8 号
28 消安第 4 2 3 0 号
28 生産第 1 6 0 6 号
28 生産第 1 6 0 7 号
28 生産第 1 6 0 2 号
28 生産第 1 1 2 1 号
28 生産第 1 1 2 0 号
平成 28 年 1 2 月 2 7 日

東北農政局消費・安全部長 殿
東北農政局生産部長 殿

消費・安全局農産安全管理課長
消費・安全局畜水産安全管理課長
生産局園芸作物課長
生産局技術普及課長
生産局農業環境対策課長
生産局畜産部畜産振興課長
生産局畜産部飼料課長

牛ふん堆肥中のクロピラリドが原因と疑われる園芸作物等の生育障害の
発生への対応について

牛ふん堆肥に含まれるクロピラリドが原因と疑われる作物の生育障害の発生に関し
ては、「牛ふんたい肥の施用によるトマト及びミニトマトの生育障害発生への対応に
ついて」(平成 17 年 11 月 25 日付け 17 生産第 4619 号消費・安全局農産安全管理課長、
畜水産安全管理課長、生産局農産振興課長、野菜課長、畜産部畜産企画課長連名通
知)により、生産経営流通部長に対して実態調査の実施、農家への注意喚起等を、消
費・安全部長に対して堆肥製造・販売業者へ注意喚起をお願いしたところです。

また、その後、クロピラリドによる被害軽減対策を確立する目的で行われた研究の
成果として、平成 21 年に、「飼料及び堆肥に残留する除草剤の簡易判定法と被害軽減
対策「ニュアル」((独)農業・食品産業技術総合研究機構畜産草地研究所)が公表さ
れ、各都道府県における指導に活用いただいていたところ です。

しかしながら、依然としてクロピラリドが原因と疑われる生育障害の発生事例が散
見されることから、下記のとおり、被害発生防止及び生育障害が発生した場合の対
策のための関係者による取組を強化することとします。貴局管内の各都道府県と
協力の上、対応方お願いします。

クロピラリドについては、家畜や人に対する毒性は低く、また、時間が経てば家畜
の体内からほとんど排出されるため、輸入粗飼料に残留したクロピラリドが原因とな

って、家畜自身やその畜産物を摂取した人に対して健康被害をもたらすことはないと考えられることを申し添えます。

なお、本通知の発出に伴い、上記通知は廃止します。

記

1. 基本的考え方

クロピラリドは、国内での農薬登録の実績がない一方で、米国、豪州、カナダ等、粗飼料の輸入先において幅広く使用されている難分解性の除草剤であり、輸入粗飼料を給与された家畜の排せつ物や堆肥中に残留しやすいため、また、クロピラリドに対する作物の感受性（生育障害の発生しやすさ）は、作物の種類によってかなりの差がある。（別紙1）

このため、クロピラリドによる園芸農家等（豆類及びマメ科牧草の栽培農家を含む。以下同じ。）の被害の発生を防止するためには、クロピラリドが残留する可能性のある粗飼料、家畜排せつ物、堆肥又は培土を他者に提供する者（販売し、無償で譲渡し、又は稲わら等と交換する者を含む。以下同じ。）がクロピラリドの残留の可能性がある旨の情報を提供先に確実に伝達すること及び当該情報を受領した園芸農家等が自ら栽培する作物に対する影響を適切に実施できる方法で確認することが重要である。また、これらの取組を関係者が適切に実施できるようにするとともに、生育障害が発生した場合の対策を円滑に進めるためには、取組内容の現場への周知徹底、発生事例の速やかな報告、原因究明に向けた調査への関係者の協力及び関係者間での情報の適切な共有が重要である。

これらのことから、輸入粗飼料を家畜に給与する畜産農家（牛を飼養し、家畜排せつ物又はこれを原料とした堆肥（以下「家畜排せつ物等」という。）を提供する畜産農家に限る。以下同じ。）、輸入粗飼料を給与された家畜の排せつ物に由来する堆肥又は当該堆肥を含む培土（以下「堆肥等」という。）の製造業者・販売業者、園芸農家等及び都道府県に対してそれぞれ2から5までの指導を行うとともに、地方農政局等（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下同じ。）は、6の取組を行うこととする。

なお、粗飼料の輸入・販売業者に対しては、別途、関係団体を通じて、輸入粗飼料中のクロピラリドの残留低減に努めるとともに、クロピラリドの残留が否定できない粗飼料を販売する場合は、クロピラリド残留の可能性がある旨の情報を販売先に確実に伝達するよう別添写しのとおり、本通知の発出に併せて指導することとしているので、申し添える。

2. 畜産農家の取組

地方農政局等の担当部長は、畜産農家に対し、以下の取組を適切に実施するよう、管内の都道府県を通じて指導を徹底すること。

(1) 輸入粗飼料を購入する際にクロピラリドの残留の可能性がある旨の情報を受領した場合は、家畜排せつ物等の提供先に対し、「この家畜排せつ物等はクロピラ

リドが残留している可能性があるため、園芸作物等（豆類及びマメ科牧草を含む。以下同じ。）への使用に当たっては作物の種類や施用量に留意し、場合によっては使用を控える必要がある」旨の情報を確実に伝達すること。特に、それまで取引のない園芸農家等に新たに家畜排せつ物等を供給する場合、新たに輸入粗飼料を給与し始めた場合、輸入粗飼料の購入先を切り替えた場合等、クロピラリドの残留の可能性に変化が生じていることが想定される場合は、十分に留意すること。

(2) 自ら堆肥を生産している畜産農家が、輸入粗飼料を購入する際にクロピラリド残留の可能性がある旨の情報を受領した場合であって、堆肥をトマト、スイートピー等、クロピラリドによる生育障害が発生しやさい作物を生産する園芸農家等に提供する前にクロピラリド感受性作物を用いた生物検定を実施した場合は、その結果を堆肥の提供先に伝達すること。

(3) 園芸農家等に提供した家畜排せつ物等によってクロピラリドが原因と疑われる生育障害が発生したことを把握した場合は、都道府県に速やかに報告するとともに、都道府県等による原因究明のための調査に協力すること。

また、当該家畜排せつ物等が原因であると確認された場合は、粗飼料の輸入・販売業者に対してその旨を伝達するとともに、輸入粗飼料中のクロピラリドの残留量の低減に向けた取組の徹底を要請すること。

3. 堆肥等製造・販売業者の取組

地方農政局等の担当部長は、堆肥等製造・販売業者に対し、以下の取組を適切に実施するよう、管内の都道府県を通じて指導を徹底すること。

(1) 家畜排せつ物等の提供を受ける際に2の(1)の情報を受領した場合は、堆肥等の提供先に対し、「この堆肥等はクロピラリドが残留している可能性があるため、園芸作物等への使用に当たっては、作物の種類や施用量に留意し、場合によっては使用を控える必要がある」旨の情報を確実に伝達すること。特に、トマト、スイートピー等、クロピラリドによる生育障害が発生しやさい作物での堆肥等の利用を予定する園芸農家等に対しては、確実にこれを伝達するものとする。

(2) 家畜排せつ物等の提供を受ける際に2の(1)の情報を受領した場合であって、堆肥等を提供する前にクロピラリド感受性作物を用いた生物検定を実施した場合は、その結果を堆肥等の提供先に伝達すること。

(3) 園芸農家等に提供した堆肥等によってクロピラリドが原因と疑われる生育障害が発生したことを把握した場合は、都道府県に速やかに報告するとともに、都道府県等による原因究明のための調査に協力すること。また、当該堆肥等が原因であると確認された場合は、原料となった家畜排せつ物等の提供者である畜産農家に対してその旨を伝達するとともに、輸入粗飼料中のクロピラリドの残留量の低減に向けた取組を徹底するよう伝達し、畜産農家は輸入・販売業者に対しその旨を要請すること。

4. 園芸農家等の取組

地方農政局等の担当部長は、園芸農家等に対し、以下の取組を適切に実施するよう、管内の都道府県を通じて指導を徹底すること。

- (1) 各都道府県の施肥基準等に即し、堆肥の施用量及び施用方法を適正に守ること。
- (2) 堆肥等の提供を受ける際は、クロピラリドの残留の可能性を提供元に確認すること。

堆肥等にクロピラリドの残留の可能性がある旨の情報を受領した場合は、堆肥等に対してクロピラリド感受性作物を用いた生物検定を実施するなど、当該堆肥等の利用を予定している園芸作物等に生育障害が生ずるおそれがないことを確認した上で堆肥等を使用すること。特に、堆肥等の購入先を切り替えた場合、堆肥等の購入先から「輸入粗飼料の購入先を切り替えた」等の情報伝達があった場合、堆肥の散布量を増やす場合、栽培する作物の品目・品種を変える場合等、クロピラリドによる障害発生の可能性に変化が生じていることが想定される場合は、十分に留意すること。

- (3) 堆肥等の利用によってクロピラリドが原因と疑われる生育障害が発生したことを確認した場合は、都道府県に速やかに報告するとともに、堆肥等の提供者に対し、その旨を伝達すること。

また、自らの経営において生産した堆肥等の利用により、生育障害が発生したことを確認した場合にあつては、粗飼料の輸入・販売業者に対してその旨を伝達するとともに、輸入粗飼料中のクロピラリドの残留量の低減に向けた取組の徹底を要請すること。

5. 都道府県の取組

地方農政局等の担当部長は、都道府県に対し、以下の取組を適切に実施するよう指導を徹底すること。

- (1) 管内の畜産農家、堆肥等製造・販売業者及び園芸農家等に対し、管内の市町村や農業団体の協力を得ながら、可能な限り多くの手段（リーフレット、農協の園芸部会・畜産部会、メールマガジン、インターネット等）を用いて、それぞれ2、3及び4の内容の周知徹底を図ること。

また、関係部局で連携の上、管内の各地域における輸入粗飼料の利用状況、家畜の飼養状況及び園芸作物等の生産状況等を踏まえて効率的な周知に努めること。

- (2) 地方農政局等を通じ、(1)の周知活動等の結果を国（農林水産省生産局農業環境対策課）へ報告すること。

- (3) クロピラリドが原因と疑われる生育障害が発生したことを把握した場合は、別紙2の「クロピラリドによることが疑われる生育障害発生時対応フロー」に沿って必要な対応を行うこととし、その際、特に、以下に留意すること。

① 輸入粗飼料、堆肥等に対する生物検定及び残留分析を速やかに開始するとともに、別紙3の報告様式に記載の上、地方農政局等を通じて国へ報告すること。

- ② 生物検定及び残留分析の結果を得た場合も、地方農政局等を通じて国に速やかに報告すること。
- ③ 原因であると疑われる堆肥等の提供元において原料を調査するとともに、当該提供元による堆肥等の他の提供先を特定し、当該堆肥等により生育障害が発生していることを伝達する。
- ④ 生物検定の結果によりクロピラリドの残留が確認された時点で、被害が広がらないよう堆肥等の提供者を適切に指導すること。
- ⑤ ③及び④の取組を実施する際に、都道府県域を超える場合は、地方農政局等に対して協力を依頼すること。
- (4) (3) の取組を実施する際は、「飼料及び堆肥に残留する除草剤の簡易判定法と被害軽減対策マニユアル」(平成 21 年(独) 農業・食品産業技術総合研究機構畜産草地研究所)を活用するとともに、畜産農家、堆肥等製造・販売業者及び園芸農家等においても当該マニユアルに沿った適切な対応がなされるよう指導・助言を行うこと。

6. 地方農政局等の取組

地方農政局等は、クロピラリド対策の効果的な実施を図るため、以下の取組を適切に実施すること。

- (1) 局内関係課室長をメンバーとする連絡会議を設置し、関連情報の共有化を徹底すること。また、都道府県に対して指導、情報提供等を行う際は、都道府県の消費・安全部局、作物担当部局、畜産担当部局及び普及担当部局へ等しく、かつ、確実に行うよう配慮すること。
- (2) 都道府県から5の(2)、5の(3)の①又は5の(3)の②の報告を受けた際に、周知活動や記載事項が十分でない場合は、適宜、当該都道府県に対して指導や助言を行うこと。
- (3) 都道府県から5の(3)の⑤の協力依頼を受けた際は、調査、伝達又は指導がそれぞれ円滑に行われるよう、関係する都道府県との連絡・調整を行うこと。